

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年3月28日

佐伯市長 田中 利明

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

蒲江浦地区【新規】

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年3月26日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人	0 経営体
個人	2 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・新規就農者等への農地の斡旋には、農地中間管理機構を活用し、円滑に行えるように取り組む。

6. 今後の地域農業の将来のあり方

- ・キク、イチゴ等の施設園芸に取り組むことにより、若年層の新規就農者を増やし、担い手を確保するとともに、農業所得の向上を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年3月28日

佐伯市長 田中 利明

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

仁田原地区（岸ノ上、大鶴）【変更】

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年3月26日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人	2経営体
個人	1経営体
集落営農（任意組織）	0組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 今後の地域農業の将来のあり方

- ・現在耕作している者は営農が継続できる間は自分で農地を維持・管理し、耕作できなくなった場合は地域の中心となる経営体に集積する。
- ・6次産業化、低コスト化に取り組み、経営所得の向上をめざす。